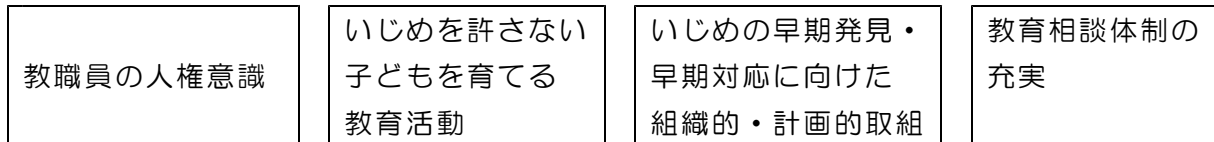


I いじめの未然防止のために

1 いじめが起こりにくい学校・学級づくり(未然防止)



未然防止の取組の重要性 《いじめを許さない子どもを育てる》

- 「発生してから対応する(事後対応)」という考え方から「魅力ある学校(問題が発生しにくい学校)づくり・学級風土をつくる(未然防止)」という考え方の転換を図る。
- 被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策を大切にし、「いじめが起きないように努力する」ことを重視していく。
- すべての児童を対象に、健全な社会性を育み、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いという教育の不易である指導を徹底する。

※魅力ある学校づくり(未然防止)の考え方は、いじめだけを対象にしたものではなく、様々な問題行動や不登校などにも有効である。

2 いじめ未然防止に向けての具体的手立て

(1) あいさつを全校で重視

人間関係の基本であるあいさつを全校で重視し、徹底を図っていく。

- ・あいさつ委員を中心とした毎朝のあいさつ運動及びあいさつ強調週間の実施
- ・あいさつを徹底するための全校共通指導
- ・学級及び校内で、児童と教職員、児童同士が積極的にあいさつできるように、学級・学年で繰り返し指導し、教師から積極的にあいさつしていく。

(2) 学級経営の充実(居場所づくり・絆づくり)

ア いじめを許さない雰囲気醸成

担任は、毅然としたぶれのない指導に努めるとともに「この学級でいじめは絶対に許さない」という強い姿勢を絶えず示していく。このことで学級に「いじめを許さない雰囲気」を醸成し、いじめを見たら教職員に知らせたり、注意ができる学級づくりに努める。

イ いじめを出さない学級づくり

「居場所づくり」と「絆づくり」、**「ルールの徹底」**を全校で重視していく。

①「居場所づくり」

学級をどの児童にとっても落ち着ける場所にするとともに、係活動や当番活動を通して自己存在感や充実感を感じられる場を作る。

②「絆づくり（リレーションの確立）」

学級で「共遊」の時間を確保、互いのよいところを見つけ認め合うなど、手立てを明確にして、親和的な人間関係を築く。また、全職員・全児童による「ぼかぼか言葉（前向きな言葉）」の積極的な活用を推進していく。

③「ルールの徹底」

机・ロッカー・傘立て・下駄箱・トイレの使い方、時間を守って活動する。学級の一員であるという自覚をもたせるために係・当番活動の仕事をきちんとやらせる。学習のきまりや配膳時間のきまりなど、集団生活のルールの意識化・定着化を図るための継続的な指導に努める。

ウ 教育相談を生かした学級経営

- ・Q-Uテストを効果的に運用する。結果をふまえて手立てを話し合う場を設定し、「認め合い、支え合う」学級集団をつくる。（絆づくり）
- ・日頃から児童の観察（朝の健康観察）を行い、児童の表情や態度等で変化があった場合、早期に対応し、解決するように努める。
- ・6月と11月に教育相談旬間を実施する。また、保護者対象に夏季休業中に個別面談を実施して家庭との連携も図る。

(3) 教育課程全般の工夫と充実

道徳の一部の内容などに限定することなく、それも含めた教育課程全般の工夫と充実に努める。

ア いじめ防止強調月間の実施

イ 道徳及びそれを含む人権教育を重視する。（道徳教育・人権教育の充実）

ウ いじめゼロを目指し「絶対にいじめをしない・見逃さない」ために、オレンジリボンをいじめゼロのマークとすることで、オレンジリボンの意識化を図る。（1年生用名札にはオレンジリボンシール、2～6年生用名札には、本校校章のオレンジ部分を反映する。）

エ 児童一人一人に学習意欲をもたせ、「**学びに向かう集団づくり**」（帰属意識の高い学級づくり・規範意識の高い学級づくり・互いに高め合える学級づくり）と「**子どもが意欲的に取り組む授業づくり**」（自信をもたせる授業・コミュニケーション能力をはぐくむ授業・一人一人の実態に配慮した授業）を目指す。**そのために、めあてが明確で多様な指導方法・指導体制を工夫した魅力ある授業を展開する。**

オ 学校(学年)行事で子どもを育てることを重視する。児童が自分の目標と役割をもって学校(学年)行事に参加できるように指導を徹底する。（絆づくり）

(4) 家庭・地域との連携

- ア 学校だより、学年だより、PTA活動などを通じて、いじめは許されない行為であることやいじめの兆候を見逃さないように啓発する。また、子どもとの会話を重視して積極的にコミュニケーションを図り、良好な親子関係を築くことについても啓発する。
- イ 保護者への教育相談体制(学校に気軽に相談できる体制づくり及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校相談員・生活相談員の活用を図る。)

(5) インターネットを通じて行われるいじめ防止対策

ア 保護者への啓発活動

必要に応じて、学校だよりや学年だよりに掲載して保護者への啓発を行ったり、保護者対象に研修を設定するなどしていく。(特に、インターネット端末としての携帯型ゲーム機に関する保護者見守りに関して啓発)

- イ インターネット端末としての携帯型ゲーム機が、書き込み等のいじめにつながらないように指導し、問題を未然に防止する。

Ⅱ 学校全体で組織的な対応ができる体制づくり

(早期発見・早期対応)

教職員一人一人がいじめ問題への意識を高めるとともに、子どもが抱える悩みや人間関係の問題や課題に目を向け、児童指導上必要な力量を高めるなど、教師の資質向上を図る。

また、学校としていじめ問題の早期発見・早期対応に向けて、「学校全体で組織的な対応ができる体制づくり」に努める。

1 早期発見

(1) 相談体制の充実とアンケート調査

- ・児童の悩みや不安、友人問題に早期に気付いたり、児童自身が気軽に SOS を発信したりできるように、月2回の SOS チェックシートを効果的に活用する。
- ・事前にアンケートを実施して、年2回の定期教育相談(6月・11月)を効果的に活用する。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生活相談員を積極的に活用する。
- ・相談箱(なかよしポスト)を効果的に活用する。

(2) いじめの兆しの発見と連絡

全教職員の共通理解のもと、少しでも多くの子どもとのふれあいの時間を確保して信頼関係を築くとともに児童の観察に努める。また、いじめの兆しを見逃さずに連絡しあえる体制を徹底する。特に、学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展するケースがあるので、トラブルが発生したときは、意識して観察し連絡しあうことを徹底する。

(3) 定期的な情報交換

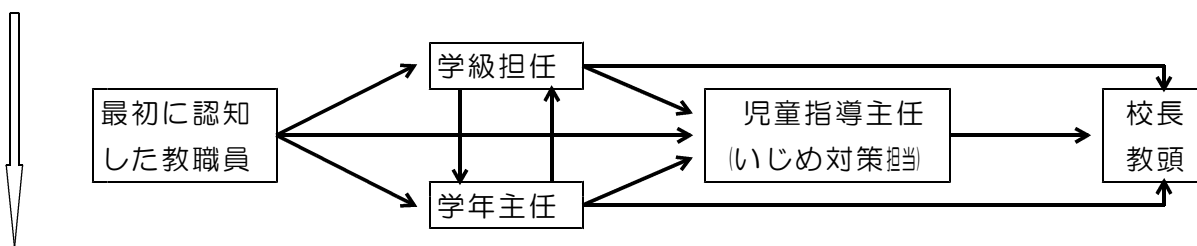
運営委員会や職員会議、職員打合せでの情報交換及び話し合いを効果的に活用し、いじめの早期発見に努める。

(4) 家庭や地域からの情報提供

日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を学校だよりや学年だよりで家庭や地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの早期発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。

2 早期対応(いじめの発見から解決まで)

(1) いじめの情報(兆し)のキャッチ



(2) 「児童指導対策委員会」を開き、対応チームを編制し、対応方針を話し合う。

ア 情報の整理

- いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子供等の情報を整理する。

イ 対応方針

- 目的を明確にし、いじめられている児童、いじめている児童、観衆、傍観者、学級全体など対象を明確にした指導・援助をどのように進めるか話し合う。

ウ 対応チームを編制し、指導役割を明確にする。

- 出授業、関係児童との結びつき等を考慮して対応チームを編制する。
- 個々の教員の指導の役割、指導場面、何をどう指導していくのか明確にしていく。

(3) 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけなどをじっくりと聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

〈注意点〉

- いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聞かない。
- 注意、叱責、説教だけで終わらせない。ただ単に謝ることだけで終わらせない。
- 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行わない。

(4) いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

学校の複数の教職員によって、場合によっては、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方の協力を得ながら、児童に対する指導を継続的に行っていく。

ア 被害者(いじめられた子どもへの対応)

- 心のケアを図るとともにいかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。
- 必要に応じて面談や生活ノートの交換等を定期的に行い、不安や悩みの解消に

努めるなどして支援を継続する。

イ 加害者(いじめた子ども)への対応

- ・いじめを行った背景を理解できるように努めることが重要である。いじめを行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- ・被害者の辛さに気付かせ、いじめは決して許されることではないことを理解させる。
- ・授業や学級活動等を通してエネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていき、成長させていく。

ウ 観衆、傍観者への対応

- ・いじめの問題について話し合わせ、いじめをなくすためにはどうしたらよいのかを子どもに自分の問題として考えさせる。
- ・子どもに勇気や正義感、思いやりの心を育成するため、道徳の時間や学級活動等において関連する内容を扱い指導するなどして、望ましい人間関係づくりに努める。
- ・子ども一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定し、日頃から言葉かけを多くし、子どものよさを認め、ほめることを心がける等して自己有用感が味わえる学級づくりに努める。

3 保護者との連携及び対応

いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等との間で争いが起きないように、情報の共有を行えるようにする。また、担任だけでなく複数の教師で対応し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援及びいじめを行った児童の保護者に対する助言を継続的に行う。

(1) いじめられている児童の保護者との連携及び対応

ア 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問又は学校に来てもらい、学校で把握した事実を正確に伝える。顔を合わせて情報を伝えることを原則とする。

イ 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。(児童と保護者に寄り添う)

ウ 対応経過を逐次報告するとともに、保護者からの子どもの様子について情報提供を受ける。

(2) いじめている児童の保護者との連携及び対応

ア 事情聴取後、速やかに家庭訪問又は学校に来てもらい、学校で把握した事実を正確に伝える。顔を合わせて情報を伝えることを原則とする。

イ 相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。また、一方的に攻めるのではなく、その子や保護者の心情にも十分配慮する。

ウ いじめは誰にでも起こる可能性があること、誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があることを伝える。

エ いじめの問題が解決するまで、保護者と連絡を密に取り合い、気付いたことがあれば報告してもらえるように協力を依頼する。

4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等に関する措置

(1) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法 11 条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加えることができる。

(2) 出席停止制度の適切な運用

必要に応じて、教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法 35 条の規定に基づき、当該児童の出席停止を命じることができる。

Ⅲ 関係機関との連携

学校として、いじめ防止、根絶に向け、教育委員会及び関係諸機関との連携強化を密に図っていく。

※関係機関(警察、児童相談所、医療機関等)と連携する場合、基本的に小山市教育委員会に報告・連絡・相談・確認をする。

1 連携を必要とする状況と関係機関

連携を必要とする状況	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの発見状況を報告する必要がある場合 ・対応方針について相談したい場合 	小山市教育委員会 栃木県いじめ問題対策連絡協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に何らかの問題がある場合など、家庭環境が大きく関係している場合(その状況に応じて連携先を決めていく) 	民生委員及び主任児童委員、小山市子育て家庭支援課、小山市青少年相談室
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている場合 	医療機関
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要な場合 	心の相談員、スクールカウンセラー、必要に応じて児童相談所
<ul style="list-style-type: none"> ・LINEやインターネット掲示板等への不当な書き込み(LINEに関しては、関係児童等の指導や保護者との連携が優先する) 	教育委員会及び「栃木県警察本部県民相談室 相談専用電話」028-627-9110
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携。生命又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報する。 	小山警察署

2 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うことになる。学校がこのような調査を行うときには教育委員会が必要な指導及び支援を行うことになる。また、学校は、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告しなければならない。

(1) 重大事態とは

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたと

き。

イ いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2)情報提供

教育委員会又は学校は上記の調査を行ったときには、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。